

環境放射線等調査計画の見直しに係る事前調査（案）

伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査の拡充に向けて、「環境放射線等調査計画の見直しについて(H24.3.22)(以下『見直し方針』という。)」にしたがい、調査範囲を発電所から概ね30km圏に拡大するとともに、現行調査地点の見直しを行った事前調査案を策定した。

今後、本案に沿って、平成24年10月から平成25年3月まで事前調査を実施し、その際に得られる現場の状況等を基に必要な修正等を加えたうえで、平成25年度の調査計画に反映し、本格調査に移行する。

※ 以下本資料では、便宜上、発電所から半径10kmの範囲を『10km圏』、半径10km～30km及びそれを超える範囲を『30km圏』という。

1 空間放射線調査〔別図〕

「見直し方針」にしたがい、緊急時モニタリング体制の整備に係る調査項目である(1)～(5)の調査範囲を、30km圏を目安に拡充するとともに、既設調査地点の見直しを行った。

地点選定等に当たっては、「見直し方針」で示したとおり、集落を優先するとともに、原発からの方位・距離にも配慮して配置した。加えて、今回現地踏査を行い、周辺の地形や測定地点へのアクセス性についても考慮した。また、現地への人員派遣を要せずに迅速かつ連続してデータが得られるモニタリングポストを基盤とし、その補完位置に現地測定地点を配するとともに、モニタリングポストと同種の情報が得られる測定項目は原則として重複させないこととし、モニタリング資源(人員及び機材)投入の実効性向上を図った。

(1) モニタリングステーション及びポストによる線量率連続測定

- 県は、30km圏内の陸域16方位10kmメッシュの人口密集地を基本に、モニタリングポストを12局増設し、全体として20局とする。
- 四国電力は、県設置のモニタリングポストの補完位置を踏まえて7局増設し、全体として15局とする。

(2) 可搬型ポストによる線量率定期測定

- モニタリングポストの補完地点に追加し、現行7地点を11地点に拡充する。

(3) サーベイメータによる線量率定期測定(緊急時モニタリング候補地点)

- 調査の迅速性、効率性を向上させるため、原則としてガラス線量計による測定地点と重複させ、同種の情報が得られるモニタリングポスト、可搬型ポストとは重複させないこととし、現行69地点を80地点に拡充する。

(4) モニタリングカーによる線量率走行測定

- 30km圏に円弧状の2ルートと、放射状の2ルートを追加し、10km圏の3ルートは1ルートに集約し、測定距離を延長する。

(5) ガラス線量計による積算線量定期測定

- 調査の迅速性、効率性を向上させるため、原則としてサーベイメータによる測定地点と重複させ、同種の情報が得られるモニタリングポスト、可搬型ポストとは重複させないこととし、現行31地点を45地点に拡充する。

2 環境試料の放射能調査

「見直し方針」にしたがい、緊急時モニタリング体制の整備に係る調査項目である「農水産物の核種分析」の調査範囲を30km圏に拡大した。

試料種の選定に当たっては、生産量・漁獲量（出荷額）、摂取量、濃縮種を考慮し（ただし、海洋においては、定着性のある海産生物を優先する。）、検討した結果、大洲市の「野菜（白菜）」、「生しいたけ（原木栽培）」、西予市の「精米」、「製茶」、「原乳」、宇和海側で一種及び伊予灘側で一種の水産物を追加する。

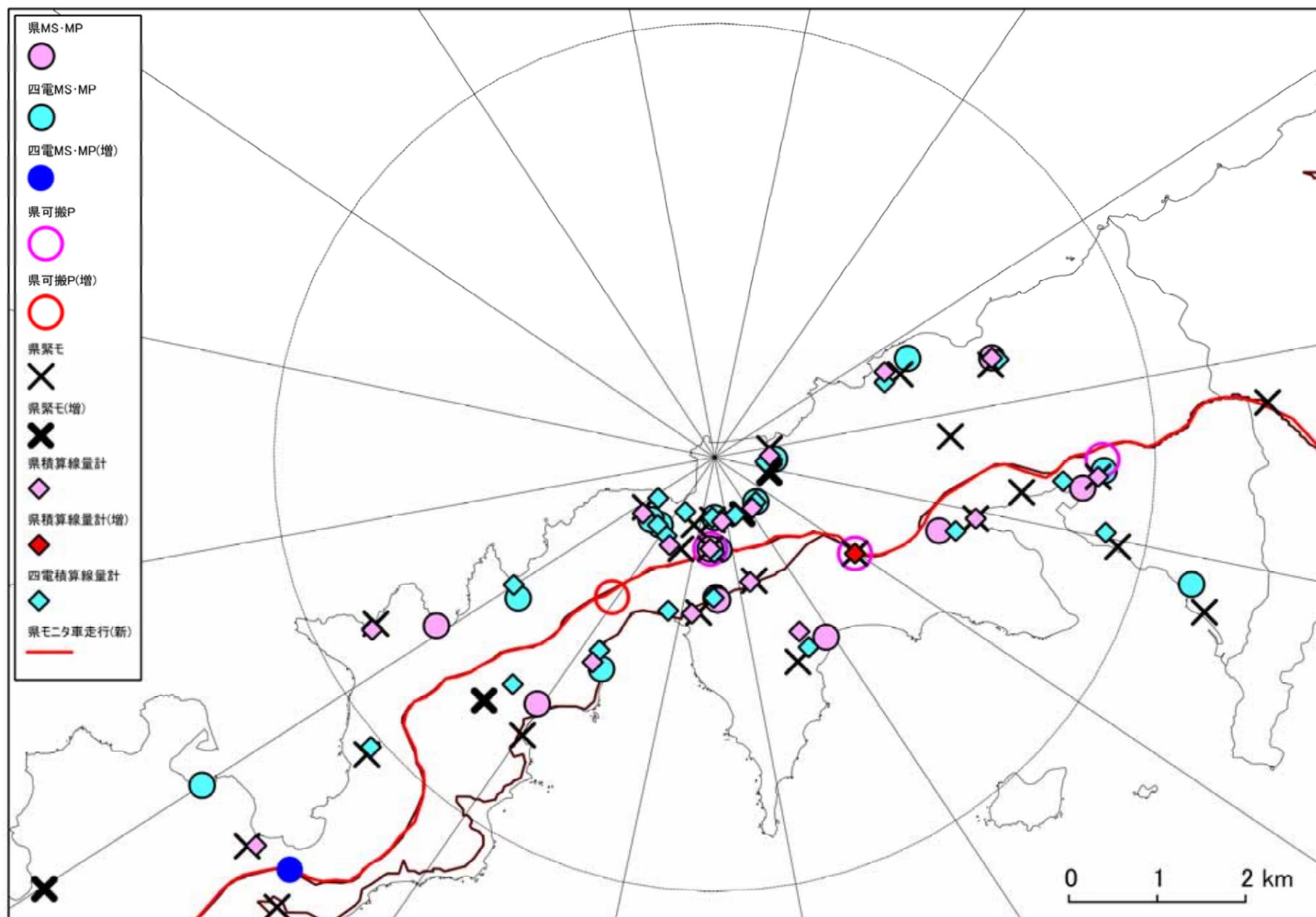
また、現行調査の「みかん」の調査地点については、主要産地や耕作継続性を考慮して変更する。

なお、これらの試料決定に当たっては、県関係部局、関係市町、関係生産者団体等との調整を行うこととする。

3 その他

サーベイメータによる線量率定期測定（緊急時モニタリング候補地点）の調査方法については、関係市町にサーベイメータ等を貸与し、平常時の調査から、市町が貸与機材を持参し、原子力センターと共同で調査を実施することとする。これにより、市町防災担当職員のモニタリング能力の向上を図ることができ、緊急時に市町職員のみによる初動測定を実施する場合にも、より円滑かつ迅速に行うことができる。

監視調査地点図（拡充後・狭域）



監視調査地点図（拡充後・広域）

